

(2022年10月21日講演)

### 30. 「漁業協同組合及び水産金融について」

水産庁 水産経営課長 魚谷敏紀氏

私から資料に基づいて漁業協同組合、水産金融を巡る昨今の情勢というか、色々な動きについて、データ等も示しながら説明をさせてもらう。

資料 P1 は、水産業協同組合法の構成である。こちらは漁業協同組合の根拠法。主な構成として、どういう形・枠組みになっているのかを説明している。上にあるとおり、水協法（水産業協同組合法）の規定で、漁民及び水産加工業者の協同組織である水産業協同組合の事業、組織及び管理等についての法律関係を規律している。漁業協同組合については、水産業協同組合の 1 つであるが、下の左側の四角を見てもらうと、まず水協法の目的については、漁民及び水産加工業者の協同組織の発達を促進し、もってその経済的社会的地位の向上と水産業の生産力の増進とを図り、国民経済の発展を期すること、となっている。

その下、組合の種類とある。先ほど、漁協は水産業協同組合の 1 つだと申し上げたが、この法律で規定される水産業協同組合としては 6 つの種類があり、ここに書かれている①の漁業協同組合が漁協である。あと、②として漁業生産、要は自ら漁業を営むことに特化している漁業生産組合という組合もある。続いて、③として漁業協同組合の連合会である。これら 3 つについては漁民の協同組織ということになる。④が水産加工業協同組合、⑤が水産加工業協同組合連合会、これらは水産加工業者の協同組織ということになる。最後、⑥として共済水産業協同組合連合会。これら 6 つであり、これらを総称したものが水産業協同組合ということになる。そのうちの漁協であるが、左下の四角にある、水協法の内容として、漁協に関する条文に第 11 条から第 77 条まで費やしており、ほかの 5 種類の水産業協同組合に関しては、それぞれの組合ないし連合会に関する特別の規定を除き、漁協に関する規定を準用するような形となっている。実際に、水協法の規定に基づいて設立される水産業協同組合のうち、漁民・漁業者にとって代表的なものは漁業協同組合ということになる。我々、通常、個々の漁業協同組合については「単協」というような言葉で表現する場合もある。右側には水協法の体系、章ごとにどういう内容が書かれているかを示している。

資料 P2 は、漁業協同組合（漁協）に関連する水協法の主な規定であり、先ほど、漁協については漁民の協同組織と申し上げたが、上の四角の 1 つ目の○、漁協の目的は、その行う事業によってその組合員のために直接の奉仕をすること、と第 4 条に規定されている。そういう前提で、漁協の事業については、漁協自身の利益を目的としたものではなく、組合員の利益を目的として行われるものであるということである。そういった観点から、漁協が行うことのできる事業は、水協法で規定されている事業に限定されている。こちら、

具体的には第 11 条、第 17 条等であるが、下の右側の四角に漁協が行うことができる事業の主なものを示している。指導事業、漁業権管理、加工、製氷・冷凍、販売、購買、利用、信用、共済、あと自営、自営というのは漁業の自営ということであるが、そういったことができる。逆に言うと、この法律に規定のない事業については、漁協は事業を行うことができないことになる。

それで、上の四角の 3 つ目の○に戻ってもらうと、漁協の組合員については、漁協が経済事業体としてだけではなく、事業の中に漁業権管理というのが 2 つ目に書かれているが、漁業権を管理する団体という役割を果たしているということで、正組合員の資格の範囲については、水協法により厳密に限定されているということであり、左下にあるのが漁協の組合員の資格。これは沿岸地区漁協の正組合員の資格であるが、90～120 日の間で定款で定める日数を超えて漁業を営みまたはこれに従事する漁民、あと漁業生産組合と中小規模の漁業法人ということで、基本的に漁業を営んでいる方々等でないと、この正組合員になれないというところがある。

そういったところで、今、漁業権管理団体としての役割ということを申し上げた。つまり、そういう法律に基づく公的な役割も担っているということである。先ほど、冒頭に、小松委員長から、昨年、色々な不祥事が漁協に関連して取沙汰されたことについての説明を口頭でするよという要請があったが、こういう公的な役割を担っているという観点からすれば、ガバナンスあるいはコンプライアンスの確保というのは、ほかの通常の民間団体以上に求められるところがあるかと思う。他方で、先ほどいくつか挙げられていた、昨年、取沙汰された漁協に関連する不祥事であるが、それらは、必ずしも漁協自身が何かおかしいことをやったというものではないと理解している。例えば、一方の関連で言うと、TAC 魚種の漁獲報告がしっかりなされていないというような話が出ていたと認識しているが、漁業法に基づく TAC 魚種の漁獲報告については、その報告義務は、漁業法第 30 条に基づいて採捕者にかかっているものであるもので、第一義的な責任ということであれば、漁協ではなく、採捕者である個々の漁業者、漁協の組合員ということになる。一方で、漁獲報告については、組合の市場等を通じて販売する場合には、組合の方で報告を一括して行うという実態もある。ただし、これについては、あくまでも採捕者である漁業者が、その漁獲報告について、組合の方に委託する、しっかりした委任関係をもって任せる、という前提でやられているものであるもので、そこで未報告・無報告があったときに、それは、きちんと組合員が漁協に報告等したのに組合が報告していなかったのか、それとも組合の市場では売らなかったが、漁業者がその漁獲報告を組合に上げていない、あるいは自らそれを別途報告していないということなのか。後者であれば、それは、完全に組合員なり漁業者なりの責任ということになる。他方、当然、そういう漁獲報告については、組合がきちんと組合員を指導して、というようなところもあると思うので、そういった意味では、組合としてしっかり対応しなければいけない面は、もちろんあるかと思う。他方の事案については、「窃盗」ということで、個々の職員の犯罪ということになろうかと思う。それにつ

いても、職員のコンプライアンスを、組合という組織としてどう確保していくのかという責任は、当然、あるので、そういった意味で、組合の方でも再発防止策なりでしっかり対応していくということだろうし、指導監督を行う県庁なりといったところとの間でやりとりをして、再発防止にどう取り組んでいくのかということはあるかと思う。

そういったところで、繰り返しになるが、漁業権管理といった公的な役割を担うという面からは、コンプライアンス、ガバナンスの確保というのは漁協にとって非常に大事なことであると思うし、そこは、監督をする官庁の水産庁であったり、個々の都道府県庁であったりが、しっかり指導監督をしていく中で、そういったものの確保に努めていく必要があるということかと思う。

資料 P3 は、参考までであるが、漁協と株式会社の比較で、根拠法等々の違いを示している。先ほども申し上げたが、やれる事業の範囲については、漁業協同組合については水協法で定める事業の範囲で定款に定めるということであるし、株式会社については、一部、金融・保険といったところで制限があるが、基本は、定款で定めれば自由に事業ができるところがある。あと 1 点、一番下、独禁法の適用ということで、株式会社は全面適用とある。これに対して漁業協同組合については、共同行為は適用除外となっているが、一方で何をやっても独禁法の違反に当たらないのかというところではなく、不公正な取引方法については、独禁法はしっかり対象になるということがある。

資料 P4 は、水産業協同組合法に規定する組合と系統の仕組みである。先ほど、水産業協同組合としては 6 つの種類があるということで説明申し上げたが、下の図でこういった系統の組織について、市町村段階、都道府県段階、全国段階と段階を追って色々な種類に分かれるということで、図で示している。大きくは上段、漁民の協同組織としての漁協・漁連といったもの、下段のほうの水産加工業者の協同組織としての加工協あるいは加工連という形である。漁業協同組合等については、市町村段階で沿海地区の漁業協同組合、先ほど「単協」と呼ぶこともあると申し上げたが、こういったものが 873、あと生産組合が 401、業種別の組合、こちらは市町村、都道府県段階になるものもあるが、業種別の漁業協同組合、あと内水面のものがある。都道府県段階に行くと、通常、言われる都道府県の「漁連」、あるいは信用事業に特化したものとして信用漁業協同組合連合会、通常、「信漁連」と呼んでいるが、そういったものがある。内水面についても、都道府県段階の連合会があるということである。一方で、「漁民」のところの市町村段階、都道府県段階にまたがっているところに「県一漁協」というものがある。こちらは後ほど説明するが、漁業協同組合については経営基盤の強化ということで、順次合併を進めてきているという経緯があり、そういう中で、県単位で 1 つの漁業協同組合という形で、県漁連といったもののなすべき仕事の業務も引き継ぐような形で県で 1 つの漁協となっている都道府県もある。こちらは括弧内にあるように 11 県 12 組合ある。佐賀については海域ごと、玄界灘の方と有明海の方の 2 つがあるので、こちらは 2 つの組合となっているが、こういった形で、県段階で 1 つの漁協にまで合併しているものが 11 県 12 組合あるということである。全国段階になると、漁協・

漁連の全国団体としては全国漁業協同組合連合会、「全漁連」と呼んでいるものがあるし、信用事業に関連しては、こちらは水協法上の水産業協同組合ではないが、農林中央金庫というものがある。また、全国単位でのほかの業種別のような漁業協同組合連合会が 4 団体あり、内水面については全内漁連というものがある。水産加工業のほうも、加工業協同組合と、加工業協同組合連合会が都道府県単位であり、全国ベースでは全水加工連とかまぼこ関係の全かま連がある。それとは別途、共済の関連で全国共済水産業共同組合連合会、「共水連」と呼んでいるものがあると。系統の組織の仕組みとしてこういった構造になっているということである。

資料 P5 は、漁協の主な事業である。漁協は、漁業者の生産活動を支えるのが本来的な役割ということで、主な事業としては販売事業、購買事業、指導事業といったところを中核に各種の事業を行っている。また、漁業権の管理、資源管理の実施、担い手の育成といった形で公的な役割も含めて、漁業・漁村における中核的な組織としての役割も担っているということである。そういった中で、漁協の実施する主な事業ということで、左の棒グラフであるが、こちらは沿海地区漁協 873 のうち各事業を実施している組合がどのくらいあるかということで、販売事業、購買事業、指導事業といった事業については、ほとんどと言ってよいと思うが、873 のうちかなりの数の組合が実施しているということである。一方で、信用事業であるが、873 のうち信用事業をやっている沿海地区の漁業協同組合としては 73 で、10 分の 1 以下ということである。こちらも後ほど説明するが、信用事業については、個々の単協レベルで実施するのはなかなか難しくなっているということである。信漁連のほうに譲渡して任せる、あるいは県で 1 つの漁協になった場合は引き続きやっているものもあるが、そういった形で信用事業の譲渡といった対応をしてきているということである。現状では信用事業をやっている漁業協同組合は非常に少ない状況である。あと右の円グラフであるが、こちらは沿海地区出資漁協の中での事業総利益に占める各事業の割合を示している。販売事業、購買事業、指導事業から来る事業総利益が多いということであり、そういった事業が漁協経営の柱となる中核的な事業で、利益の面からするとそういう形になっているということである。

資料 P6 は、漁協の経営状況である。上の四角にあるが、漁協の経済事業の収支を示す事業損益については、平成 23 年以降徐々に伸びていたのであるが、不漁等もあり、販売事業あるいは漁業自営事業の利益が低迷しているということである。近年は減少していて、平成 30 年度以降は赤字になっている。左下の折れ線グラフであるが、紫色が事業損益で、こちらは近年の状況を見ると、一時、黒字になっていたのであるが、ここ 3 年ほどは赤字に戻っているという状況である。一方で、経常損益については事業外の損益で補てんされて黒字になっているような形である。左の折れ線グラフで言うと、経常損益ブルーのものについては黒字になっているということであり、その間の赤で示しているのは事業外損益ということになる。事業別・部門別の損益を見ると、右の表を見てもらうと、販売事業、あと漁業の自営で黒字を出して、それ以外の部門で出ている赤字部分を埋めているような構

造になる。冒頭、小松委員長から「漁協本来の事業である漁業、養殖業が成り立っていない」という話もあったが、基本的に漁業自営というのは、もちろん、ここでは黒字、漁協自身が漁業を営んでいる部分については、全体として見れば黒字になっているという構造である。ただし、漁業を自営している漁協というのは、必ずしも全ての漁協がそういうことをやっているわけではない。それは資料 P5 で漁業自営をやっているものについては、棒グラフを見てもらえれば、873 漁協のうちの 199 であるので、漁業自体が「本来の漁協の主体となる事業」か、と言われると、基本的には組合員が営んでいる漁業の中での漁獲物を販売してその手数料を頂く販売事業が事業損益のメインの柱になっているわけであるので、これは、個人的な意見かもしれないが、漁業あるいは養殖業が漁協の本来の事業あるいはその主体だというのは、若干違う見方なのではないか、というのがある。

資料 P7 は、漁協の組合数、あと組合員数の推移である。こちらは漁民の経済的社会的地位の向上と水産業の生産力の増進を図るための協同組織、組合自身の利益ではなく組合員のための奉仕を目的とする、と最初に申し上げたが、そういった中で、そういう公的な役割も含めて担っていくという観点から経営基盤を強化していくのが重要ということで、順次合併して規模拡大を進めてきているというところがある。左下のグラフを見てもらうと、合併を進めるに従って沿海地区の組合数はどんどん減っており、昭和 43 年当時だと 2,394 あったものが、令和 3 年だと 873 で、合併によって 3 分の 1 近くまで減らしてきている状況である。あと組合員の数であるが、右側の棒グラフ、折れ線グラフにある。昭和 55 年、平成元年、あと平成 25 年以降の組合員数を書いているが、こちらは昭和 55 年からすると組合数はかなり減っており、令和 2 年度末時点という正組合員数は約 12 万人、准組合員数は 14.8 万人ということである。こちらの減り方としては、准組合員についてはそれほど大きく減ってなくて、正組合員がかなり減っているような形で、平成 25 年以降は、正組合員よりも准組合員の数が上回っているという状況である。

資料 P8 は参考で、合併の話、今、申し上げたが、漁協の数、沿海と内水面、業種別のものを左上に載せている。あと合併の進捗状況の比較ということで漁協、農協、森林組合の 3 つを比較している。昭和 42 年末当時と令和 2 年度末を比べると、農協については 10 分の 1 以下、森林組合については約 5 分の 1 程度になっているが、漁協については 3 分の 1 強というような状況になっているということである。右側の表であるが、こちらについては 1 県 1 漁協への合併状況で、先ほど 11 府県 12 組合、県レベルで合併しているものがあるというような説明をしたが、その一覧である。先ほど申し上げたとおり、佐賀県については有明と玄海の 2 つに分かれているが、この表にある府県については府県レベルで合併して 1 漁協になっているということである。括弧書きで「信漁連は残存」と書いてあるが、府県単位の信漁連については残っていて、信用事業はそちらがやっているというものである。この括弧書きがないものについては基本的に 1 県 1 漁協になって、信用事業についても 1 県 1 漁協の組織の中で信用事業を実施していると考えてもらえればと思う。

資料 P9 も参考であるが、漁協の組合員における漁民・法人・生産組合の割合を円グラフ

と表で示している。基本的には漁民、要は漁業者、いわゆる自然人としての漁民であるが、それがかなりを占めているということである。先ほど正組合員、准組合員という話をした。下にその組合員資格について書いている。正組合員の資格については先ほど冒頭にも申し上げたが、准組合員についてはどういう方々が資格を有しているかということ、正組合員の資格を有していない漁民ということで、すなわち、漁民の中で、漁業経営あるいは従事日数が 90～120 日の間で定款で定める日数を超えている者が正組合員になれるわけであるが、それ以下の日数で漁業を経営あるいは従事している方々ということである。漁民である以上、漁業はやっているが正組合員の資格を満たす日数にはなっていない方々、それ以外に、組合員の同一世帯の方あるいは漁協の施設を利用することが相当と考えられる方、あと地域の水産加工業者あるいは遊漁船業者といった方も准組合員となる資格があるということである。

資料 P10 は、漁協と農協の比較である。漁協と農協は似たようなものではないかというようなイメージを持たれる場合もあるが、実態を見るとかなり違うということである。まず、漁協の組織・事業の規模は、農協と比較すると総じて零細小規模である。下の左上の表であるが、規模の比較とあり、組合員数あるいは職員数、出資金、事業の規模であるが、1 桁ないし 2 桁違うものもあるような状況である。一方で、右の②の棒グラフであるが、こちらは事業別にどういう収益構造になっているのかを示している。農協については信用事業が 41.3%、あと共済事業、購買事業といった順であるが、漁協については、先ほども申し上げたが、信用事業については信漁連なりに既に譲渡していることもあり、収益構造としては販売事業、購買事業あるいは漁業の自営がメインとなっているところが違うということである。直前に申し上げたが、組合員の資格として、漁業を営んでいるというところが、漁業権を管理する組織としてあるということである。こちらが農協と大きく違っており、そういった意味で、正組合員ないし准組合員の裾野がかなり違うということ、農協では共済事業や信用事業をかなり手広くやれるし、実態としてもやっているわけであるが、そういった意味では、農協とは収益構造が大きく異なっているということである。

資料 P11 は、漁協の組織・事業体制ということで、まさしく信用事業に関するものである。こちらは先ほども触れたが、金融環境の変化あるいは漁業生産額の減少に伴う貯金・貸し出しの減少といった状況に対応するためということで、各県域において一県一漁協による信用事業の実施あるいは信漁連への信用事業統合によって一県一信用事業責任体制を構築しようということを進めてきている。この結果として信用事業を実施している漁協の数については、信漁連への信用事業譲渡等によって年々減少していて、令和 2 年度末では 75 漁協ということである。左のグラフを見てもらえれば、平成 9 年当時は信用事業を実施している組合が 1,185 で、沿海地区の出資組合の半分以上を占めていたわけであるが、現在は 75 と 10 分の以下になっている状況である。この信用事業を実施している組合の内訳を見ると、右下の表にあるが、基本的には一県一漁協となって信用事業を継続してやっているもの以外となると、熊本で 1 漁協、福島で 1 漁協、それ以外の 68 の漁協についてはす

べて北海道となっている。だから、現状としては北海道以外の都府県については基本的に一県一漁協でやっている、又は信漁連の方に信用事業をまとめている。ざっくり言うと、そういう状況だと理解してもらえればと思う。また、信用事業を信漁連に譲渡して一県一信用事業責任体制と申し上げたが、こちらは、更に漁業金融機能の強化を図るということで、県域を跨いだ信漁連の広域合併も行われており、東日本信漁連、九州信漁連が既に設立されている。また、今年 11 月、間もなくであるが、西日本信漁連設立に向けて、現在、準備が進められている状況である。

以上、主に漁協に関する色々な諸規定や、これまでの経緯を申し上げた。そういう中で平成 30 年に漁業法の約 70 年ぶりの大幅な改正が行われたわけであるが、この漁業法改正に併せて水産業協同組合法についても改正を行っており、その点について説明する。資料 P12 の上に書いてある漁協の位置付けや、販売事業がメインになる、そこが経営基盤強化の重要な部分であるということについては、ここまでの説明でも触れているし、下の表のデータについても既に言及しているところである。

資料 P13. では、そういう前提で、平成 30 年の改正でどういったところを見直したかであるが、まず 1 点目として、下の左上の四角になるが、漁協の役割（第 11 条の 2）である。漁協の役割として、漁業者の所得向上を明記したというのがある。具体的には、「漁協が事業を行うに当たっては、水産資源の持続的な利用の確保及び漁業生産力の発展を図りつつ、漁業所得の増大に最大限の配慮をしなければならない」といった規定にしている。もう 1 つが販売事業に係る理事の要件で、販売事業、すなわち組合員等が水揚げした漁獲物を市場で販売すること、その販売事業が漁協の事業の柱になっていると説明したが、販売事業の強化が重要ということで、販売事業に係る理事の要件として、第 34 条になるが、「販売事業を行う漁協は、理事のうち 1 人以上は水産物の販売若しくはこれに関連する事業又は法人の経営に実践的な能力を有する者でなければならない」という要件を新たに付しているというのが、2 点目の大きな改正点である。こちらは下に括弧書きがあるが外部登用は義務付けないということで、例えば漁協の職員として販売事業をしっかりと担当してきた方といった形での内部登用も可能であるし、常勤・非常勤も問わないような形である。こちらは法施行後 3 年以後最初に招集される通常総会の終了時までこの規定を適用しないということである。法の施行が令和 2 年 12 月であるので、3 年後となると令和 5 年の 12 月以降ということで、通常は、6 月頃が総会になると思うので、こちらは令和 6 年の各組合の総会のときに、きちんとそういう販売事業に関連する実践的な能力を有する方を理事に選んでもらうというのがデッドラインというか、こちらの理事を選任する期限ということになる。

あと、信用事業に関してであるが、信用事業の健全性の確保を図るため、ほかの金融機関と同様に、信漁連と一定規模以上の漁協に、公認会計士による監査を導入するということが法の改正をしている。こちらは右下の四角にある。対象としては、全ての信漁連と、あと貯金等の合計額が 200 億円以上の漁協ということになる。この結果、令和 3 年度末時点で判断すると 13 の信漁連、あと 5 つの県一漁協、つまり、県で 1 つの漁協の規模になっ

ているもの、それ以外として単協、要は個別の沿海地区漁協としては、5つの漁協がこの対象になり、公認会計士による監査に移行してもらうことになっている。こちらは法律上、法施行から4年を超えない範囲で移行期間を定めることになっており、令和6年4月1日以降の最初の総会に諮る決算文書から適用することになっている。だから、こちらについても、令和6年の、多くの場合6月に開催する総会に諮る決算書面から適用になるということで、そのためには、来年度、令和5年の総会では実際に監査をってもらう公認会計士・監査法人の選任を行ってもらう必要があるというような状況になっている。一方で、この法律改正法に付則があり、こちらについては公認会計士監査に移行することに関連して「組合の実質的な負担が増加することがないこと」等に配慮するという配慮規定が明記されている。こういったことを受けて、現在、水産庁では、予算措置で、公認会計士監査の対象となる予定の組合に対して、公認会計士監査に移行してもスムーズに監査が行われるように、色々な内部統制を改善してもらうということで、コンサルタントの派遣といった形での支援を行っているという状況である。以上が、平成30年法改正で漁協に関連して見直しを行った点ということになる。

資料 P14 は、新たな水産基本計画における漁協対策である。こちらは御承知のとおり、今年の3月25日に新たな水産基本計画が閣議決定されているわけであるが、これの中で漁業協同組合に関して講ずべき施策ということで、この基本計画の本文から抜粋している。具体的には第2のⅢに「2 漁協系統組織の経営の健全化・基盤強化」というところがあり、(1)から(4)まで書かれている。そういった中で(1)としては、漁業の振興あるいは漁村の活性化に向けた漁協の連携強化ということで、漁業者の所得向上を図るため経済事業の強化が必要と。これまでも広域浜プランといった形での機能再編も進めてきているが、そういった形での複数漁協間での広域合併あるいは経済事業の連携等の実施、施設の機能再編を進めるという形で漁業者の所得向上、漁協の経営の健全性確保の取り組みを進めるというような形になる。あと、漁協が地方公共団体と連携して持続可能な漁業あるいは漁村の活性化に貢献し、漁協経営の改善につながるように漁港の活用を促進するという観点である。漁協が自らまたは民間企業との連携等により、海業の経営を円滑に行えるよう環境整備する。海業については、この後、説明するが、漁業以外の色々な、観光、レジャーといった分野での取り組みを通じて漁村地域あるいは漁港に人を呼んで来て、そういったものが漁業自身の成長にもつながるという形での取り組みということになる。(2)として、経営の健全性の確保ということで、経営不振漁協の収支改善に向けた系統組織の取り組みを促進する。あと、先ほども申し上げたが、公認会計士監査の導入、監査品質の向上、あるいは指導監督指針や各種ガイドラインに基づいて漁協のコンプライアンス確保に向けた自主的な取り組みの促進というのがある。(3)としては、資源の適正な管理ということで、こちらは漁協となると、漁業権管理という役割、と冒頭に申し上げたが、漁業権行使規則に基づく適切な運用あるいは改正漁業法に基づく報告・手続きを確実に実施する。資源管理、漁場の適切かつ有効な活用が図られるよう漁業権管理者としての役割を持続的

に果たしていくための体制確保ということである。(4)については、漁協に限定される話ではなく、世の中一般に言われていることであるが、若者あるいは女性の活躍ということで、若者あるいは女性によるオブザーバーや参与としての漁協経営への参画、あと年齢・性別に偏りが生じない役員構成を促す、あるいは若者や女性の意見が経営に反映されやすく、能力を発揮しやすい漁協運営を推進するといったことが、新しい基本計画に書かれているということである。

資料 P15 は、先ほど申し上げた海業振興の意義ということで、漁村地域では全国平均を上回る速さでの人口減少や高齢化の進行で活力が低下しているということで、漁村のにぎわいを創出していくことが重要、豊かな自然あるいは漁村ならではの地域資源の価値や魅力を活用した海業の振興で地域の所得向上と雇用の確保を図るとするのが重要だ、ということを書いている。下については、交流人口の推移、1つの例として、水産物の直売場等の交流施設の箇所数を書いている。「海業の場として漁港を活用」と書いているが、右下の方にある、漁港を活用した増養殖、漁業体験、水産物の販売施設、各種のマリン・アクティビティ、あと宿泊やカフェ等の飲食店といったものが事例として考えられるということである。

資料 P16 は、そういった海業の振興についての取り組み事例で、千葉県保田漁港での取り組みを挙げている。こちらは憩いの家・ばんやの湯といった形、あるいは道の駅との連携といった取り組みがなされており、年間約40万人が来訪して6億円の売り上げがあるといった事例を示している。

資料 P17 は、水産庁として、各種の漁協経営に関する支援事業としてはこういうものを行っているという説明である。令和4年度の予算額としては3億円弱となっており、内容的には左下に1、2とあるが、まず1の経営基盤強化支援事業で、合併あるいは漁協間での事業連携、施設の統廃合、子会社設立といったことを予定している漁協にコンサルタント等を派遣して、そういった事業計画の策定を支援するという内容。一方、信用事業関係であるが、公認会計士監査を導入していく漁協に対してコンサルタントを派遣し、公認会計士監査への移行の前に色々な経理上の課題をあらかじめ解決して負担が増えないように、といった形での事業を行っている。2の金融助成事業としては、1の①で策定した色々な事業計画を実行するために必要な資金について、組合が借り入れるときの融資に関して利子の助成あるいは保証料の助成を行っている。2の②については、近年、不漁等で水揚げが減って販売事業での手数料収入が減る、あるいは漁業を自営している漁協であれば、漁協自身の漁業が水揚げ減によって経営が悪化している場合に、事業改善の見込みのある計画を同様に立ててもらい、それを実行するのに必要な資金の借り入れについて、利子の助成あるいは保証料の助成といった形での金融面での支援を行う事業を実施しているということである。

資料 P18 は、漁協システムの自主的な取り組みということで、先ほど、水産基本計画のところからここまでについては、水産庁ないしは政府としてこういった形で取り組んでいくの

か、あるいはその具体的な予算措置について説明したが、このページについては、漁協系統団体として、どういう取り組みを行っていくのかということである。漁協の系統団体としては、令和元年 11 月の代表者会議で JF グループの運動方針（2020～2024 年度の 5 年間）を採択し、水産資源の適切な管理と水産業の成長化の両立に向けた取り組みを実施しているところである。こちらの詳しい中身については説明しないが、取り組みの重点事項として、漁業者が自ら進める浜の構造改革、あるいは浜の改革を支える JF グループの改革、新たな制度、資源管理といったものについての的確な対応、あと地域社会、地域漁業への貢献という形で、漁協系統団体自らも取り組んでいくということである。こちらは 2020～2024 年度の方針であるので、2025 年度以降については、また、新たな取り組みの方針を策定することになろうかと思う。そろそろ新しいものについて考え始めるようなタイミングになっているということである。

以上が漁業協同組合に関する説明であり、ここから先は、簡潔なものになるが、水産金融の概要ということである。資料 P19 の上にあるが、まず漁業融資については、漁業が自然を相手にしているということで生産が不安定であること、あと借り手漁業者の信用力・担保力が低いということ。主な融資対象物件は漁船となるので、そういったものの担保価値から言うと、漁業者以外に漁船を使う人はおらず、売り先を考えると、通常、陸上で事業をやっているような事業者と比較すると担保力も低いということで、農業、林業でも同じような面はあるが、一般の金融にはなじみにくいようなところがあり、系統の資金、言ってみれば、農林中金、信漁連、漁協が融資する資金の割合が高いということが特徴としてある。下の棒グラフを見てもらうと、それぞれの棒は帯グラフのようになっており、こちらは融資残高の推移を示しているものであるが、赤で示している部分が系統の金融でこちらが半分を超えている状況、政府系の金融機関がブルーであり、そちらも合わせれば 8 割ぐらいとなる。一般の市中の金融機関で支えている部分は 2 割程度となる。これまでの推移を見ると、漁業経営体の減少、生産額の減少。右の方に経営体数あるいは生産額の推移を示しているが、中長期的には減ってきている。融資残高は、左のグラフで言うと、平成 5 年、10 年、15 年、20 年とあり、25 年以降は毎年ベースで記載しているが、平成 5 年当時から比べると漁業関係の融資残高は 6 割ぐらい減っているということである。近年は平成 28 年を底にして横ばいないしは若干微増傾向にある。特に令和 2 年度については、新型コロナウイルス感染症対策としての資金繰り支援ということで、政府系の部分が増えているような状況もある。中長期的には減っているが、近年は下げ止まっているような状況である。

資料 P20 は、水産関係制度資金の体系である。こちらは漁業経営の近代化と安定化を促進するために、国又は地方公共団体による財政資金の融通あるいは民間金融機関の貸し出しに対する利子補給等を実施しており、大きくは、財政関係資金と系統資金を原資にするものに分かれている。財政関係資金の主なものとしては、公庫。昔は農林漁業金融公庫であったが、現在は日本政策金融公庫の資金が財政関係の資金を原資とした融資としてあ

るし、一方で、系統資金、先ほど農林中金、信漁連、漁協のものということで話をしたが、主なものとしては、下の③にある漁業近代化資金がある。ざっくりした「棲み分け」で言うと、例えば、漁船を造る場合だと、沖合・遠洋といった大臣許可漁業に属するようなものであれば、どちらかと言えば公庫の資金を使われる方々が多いし、沿岸の漁業者であれば近代化資金を使う方が多いということで理解してもらえればと思う。

資料 P21 は、漁業信用保証保険制度である。経営に必要な融資を受ける際に保証を付ける、あるいはその保証に対して保険を掛けるといった形で漁業者の信用力を補って資金の円滑な融通を図るのであるが、こちらは中小漁業融資保証法という法律があり、それに基づいて制度があるということである。具体的には、上の四角の中の 2 つ目のブリットの①にあるが、まず、金融機関が中小漁業者に貸し付けるに当たって、漁業信用基金協会が保証を行うと。こちらについては、下の図で言うと、一番下に中小漁業者等とあり、借入れを行う漁業者が信用基金協会に保証料を払うことによって事故が起きて返せなくなったときに信用基金協会が代位弁済をするということによって債務保証を金融機関に対して行うという形である。上の四角に戻ってもらって、②と下にあるが、その債務保証、漁業信用基金協会が債務保証を行うわけであるが、そのリスクを軽減するというので、独立行政法人農林漁業信用基金がこれに対して保険を提供すると。要は信用基金協会が保険料を支払って農林漁業信用基金が保険金を出すと、事故が起きて貸し倒れになり信用基金協会が代位弁済を行ったときに、その分の一部を信用基金が、保険金として信用基金協会に支払うといった形の仕組みとなっている。漁業信用基金協会については、昔は各県ごとにあったのであるが、漁業信用基金協会の財務基盤を強化するというので平成 29 年 4 月に 19 の協会が合併して全国漁業信用基金協会が設立され、そこに平成 31 年に 18 協会、令和 2 年に 1 協会が合併して全国化しているということで、下の図の漁業信用基金協会のところを見てもらうと、全国協会 1、都道府県協会 2 とある。この全国協会に合併されていないとか合流していないところとして宮城県、長崎県の 2 つの協会があるが、それ以外については 1 つの協会の県単位の支所として、現在、業務を行っているということである。それ以外に業種別の協会があり、こちらは遠洋・沖合の漁業者を対象とした形での信用基金協会が存在し、現在、信用基金協会としては 4 つとなっている。保証の残高であるが、右側のグラフにあるとおり平成 10 年当時から比べれば減っているわけであるが、近年は横ばいなしは微増の傾向で保証残高は推移しており、2,000 億円といったレベルを維持しているような状況である。

以上、駆け足となったが、漁業協同組合あるいは水産金融に関しての概況、更に組合については今後の方向性も含めて説明させてもらった。私からの説明は以上である。